

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第1号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第6号）

議案第11号 平成27年度岩国市一般会計予算

議案第64号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第7号）

以上3議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第2号 平成26年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成26年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第4号 平成26年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第10号 平成26年度岩国市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成27年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号 平成27年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第15号 平成27年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第26号 平成27年度岩国市病院事業会計予算

議案第29号 岩国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

議案第30号 岩国市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議案第33号 岩国市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

議案第34号 岩国市いじめ問題調査委員会及び岩国市いじめ調査検証委員会条例

議案第41号 岩国市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第42号 岩国市保育園条例の一部を改正する等の条例

議案第43号 岩国市へき地保育園条例の一部を改正する条例

議案第44号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第46号 岩国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第47号 岩国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第51号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第52号 岩国市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

議案第53号 岩国市幼稚園条例の一部を改正する条例

議案第66号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第67号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

以上24議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第11号 平成27年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、民生費のうち、障害者福祉費の障害者支援に関し、委員中から、障害のある方たちが携帯し、緊急時等に周囲に支援を求める手段としてのヘルプカードの導入に向けての取り組み状況についての質疑があり、当局より、「窓口で申請をしていただく形になると思うが、来年度すぐにでも発行できる体制をとっており、発行枚数は2,000部を見込んでいる」との答弁がありました。

また、児童福祉費の放課後児童育成費に関し、委員中から、「平成27年度において、放課後児童教室の保育料は、500円の値上げが予定されているが、岩国市は、「子育てするなら岩国で」というスローガンを掲げているのに、この値上げは、どうしても行わなければならなかったのか」との質疑があり、当局より、「本市は子育て支援に力を入れており、今回、支援を拡大するいろいろな施策も取り入れている。保護者の方に、負担以上の満足をいただけるような市民サービスにも取り組んでいき、岩国は子育て支援について進んだまちと言われるよう、懸命に努力してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「保育開始時間について、もう少し早い時間帯での受け入れの検討はしてもらえないのか」との質疑があり、当局より、「子ども・子育て支援事業計画の検証等を行っていく中で、そうしたニーズも詳細に調査しながら、今後について検討していきたい」との答弁がありました。

次に、教育費のうち、教育諸費のいじめ問題等対策推進体制整備事業に関し、委員中から、いじめ問題に関する調査委員会の委員の内訳についての質疑があり、当局より、「学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員の中から委員になっていただく予定になっている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「いじめというのは、先生や親でも早期発見が難しい面がある。いじめの未然防止、早期発見のためには、過去にいじめに遭った経験のある方で、現在、親になっておられる方を委員に入れる必要がある」との意見がありました。

また、委員中から、「いじめは、登下校時等の教員の方々に見えない部分で起こることも多いので、スクールガードの方を初め、地域で見守る体制が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「学校によっては、スクールガードの方から、子供たちの様子の変化について意見をいただくような環境をつくっているところもあり、学校と地域とが情報交換ができる体制をつくるのが大切である」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。